

高齢者虐待防止法について

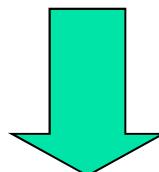
**平成28年度
和歌山県長寿社会課
高齢者生活支援室**

H18年4月施行

高齢者虐待防止法の目的（第1条）

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援に関する法律」

- ① 「高齢者の尊厳の保持」を大きな理念とする
- ② 「尊厳の保持」を妨げる高齢者虐待の防止が極めて重要
- ③そのための必要な措置を定める



高齢者の権利利益を守る！

高齢者虐待防止法の特徴

- 1 高齢者虐待を初めて定義
- 2 高齢者虐待の早期発見・早期対応
- 3 施設や在宅サービス事業の従事者等による虐待も対象
- 4 高齢者を養護する者の支援も施策の柱の一つ
- 5 財産被害の防止も施策の一つに取り上げている。
- 6 市町村を虐待防止行政の主たる担い手としている。
- 7 法施行後に検証を重ねることが予定されている。

高齢者虐待とは（第2条）

**高齢者虐待とは、養護者による高齢者虐待及び
養介護施設従事者等による高齢者虐待をいう**

■高齢者とは

- ① 65歳以上の者
- ② 65歳未満の者であって、養介護施設に入所し、その他養介護施設を利用し、又は養介護事業に係るサービスの提供を受ける障害者については、高齢者とみなして、養介護施設従事者等による高齢者虐待に関する規定を適用する

■養護者・養介護施設従事者等とは

- ① 養護者
(＊高齢者を現に養護する者であって養介護施設従事者等以外の者)
- ② 養介護施設従事者等
(＊老人福祉法・介護保険法に定める「養介護施設」「養介護事業」の業務に従事する者)

(高齢者虐待防止法より)

高齢者虐待防止法に定める 「養介護施設従事者等」の範囲

	養介護施設	養介護事業	養介護施設従事者等
老人福祉法による規定	老人福祉施設 有料老人ホーム	老人居宅生活事業	
介護保険法による規定	介護老人福祉施設 介護老人保健施設 介護療養型医療施設 地域密着型 介護老人福祉施設 地域包括支援センター	居宅サービス事業 地域密着型サービス事業 居宅介護支援事業 地域密着型 介護予防サービス事業 介護予防支援事業	「養介護施設」又は「養介護事業」の業務に従事する者

※ 施設には、職員研修・苦情処理体制の整備・虐待防止（発見・対応）⁵の責任がある。

虐待の種別

- 身体的虐待
- 介護・世話の放棄・放任
(ネグレクト)
- 心理的虐待
- 性的虐待
- 経済的虐待

身体的虐待とは？

傷やアザなど身体に外傷が生じ、
または生じるおそれのある暴行を
加えること。外部との接触を意図
的、継続的に遮断する行為。

(例)

- ・平手打ちする、つねる、殴る、蹴る、無理矢理食事を口に
入れる、やけど・打撲させる
- ・ベッドに縛り付けたり、意図的に薬を過剰に服用させたり
して身体拘束、抑制する

等

介護・世話を放棄・放任とは？ (ネグレクト)

意図的であるか、結果的であるかを問わず、介護や世話を放棄または放任し、高齢者の生活環境や身体・精神的状態を悪化させていること

(例)

- ・健康状態の悪化をきたすほどに水分や栄養補給を行わない
- ・医療が必要な状態にも関わらず、受診させない
- ・他の利用者に暴力を振るう高齢者に対して、
何ら予防的手立てをしていない 等

心理的虐待とは？

脅しや侮辱などの言語や威圧的な態度、無視、嫌がらせ等によって精神的、情緒的苦痛を与えること。

(例)

- ・怒鳴る、ののしる、悪口を言う
- ・排泄の失敗や食べこぼしなど老化現象や
それに伴う言動等を嘲笑する
- ・侮辱を込めて、子どものように扱う
- ・他の利用者に高齢者や家族の悪口等を言いふらす
- ・高齢者が話しかけているのを意図的に無視する

等

性的虐待とは？

高齢者にわいせつな行為をすること、または
わいせつな行為をさせること。

(例)

- ・高齢者にわいせつな行為をする
- ・排泄の失敗等に対して懲罰的に下半身を裸にして放置する 等

経済的虐待とは？

本人の合意なしに財産や金銭を使用したり、
本人の希望する金銭の使用を理由なく制限し
たりすること。

(例)

- ・職員が金品を要求する
- ・年金や預貯金を本人の意志・利益に反して使用する 等

高齢者虐待が発生する要因

介護や認知症に関する家族・親族の無理解・無関心

社会環境などの要因

希薄な近隣関係
社会からの孤立

虐待者

性格や人格
介護疲れ
知識や情報不足
経済的困窮

人間関係

折り合いの悪さ
精神的依存
経済的依存

高齢者

認知症による言動の混乱
性格や人格
疾病や障害

老老介護
単身介護の増加

虐待

介護サービスの不足

和歌山県における養介護施設従事者等による高齢者虐待について

	H18 年度	H19 年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度
相談通報件数	0	4	8	4	6	9	9	11	18
うち虐待を受けたと判断された件数	0	1	1	1	0	2	2	1	4
被虐待者数	0	6	3	1	0	15	9	1	5

虐待があった施設等の種類

平成19年度：介護老人保健施設（身体的虐待、心理的虐待）：介護職員

平成20年度：介護老人福祉施設（身体的虐待）：介護職員

平成21年度：介護老人保健施設（身体的虐待）：介護職員

平成23年度：通所介護（身体的虐待、心理的虐待）：介護職員、看護職員

平成24年度：特別養護老人ホーム、認知症対応型共同生活介護

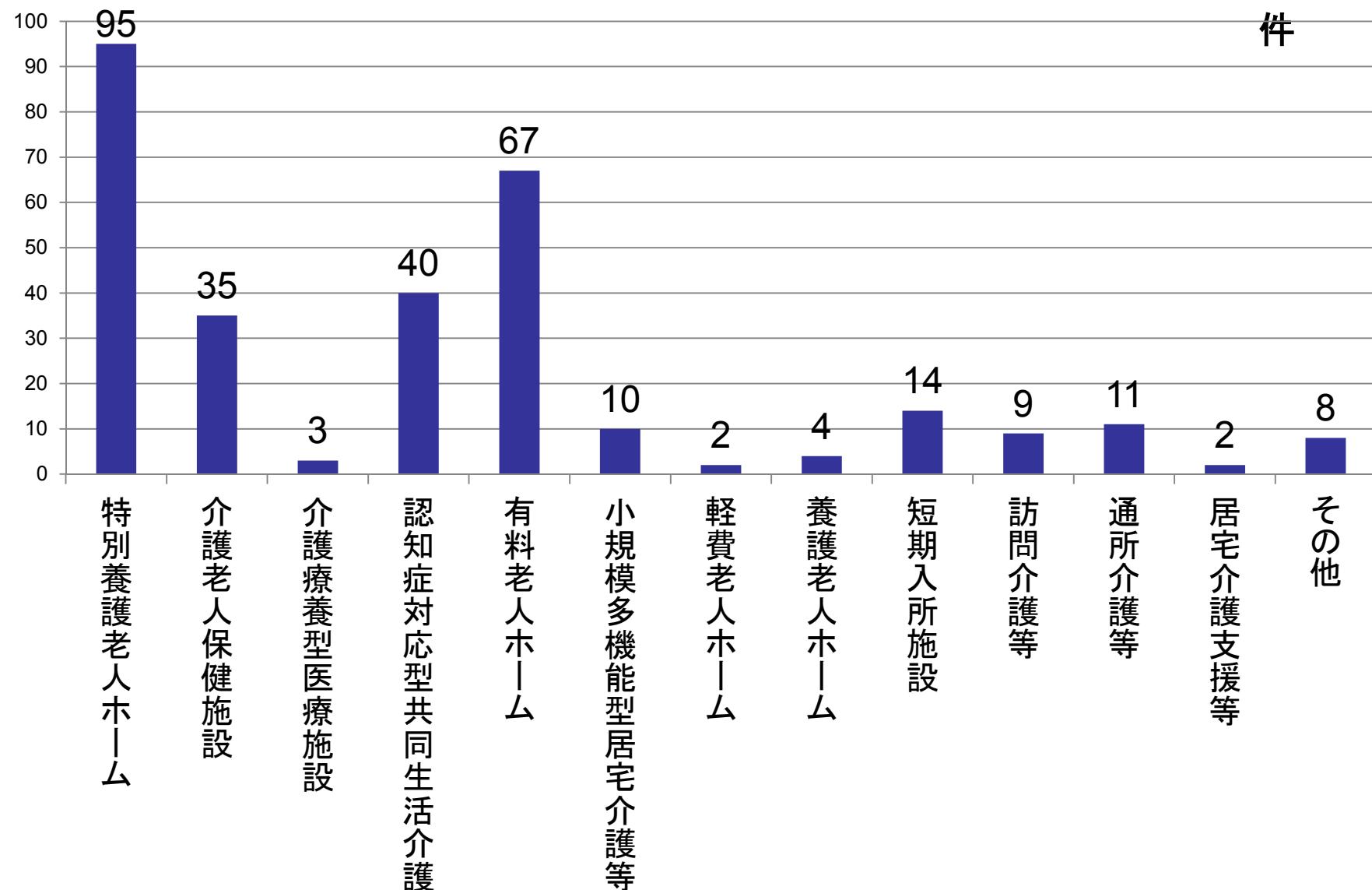
（身体的虐待、心理的虐待）：介護職員

平成25年度：特別養護老人ホーム（身体的虐待）

平成26年度：特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、認知症対応型共同生活介護

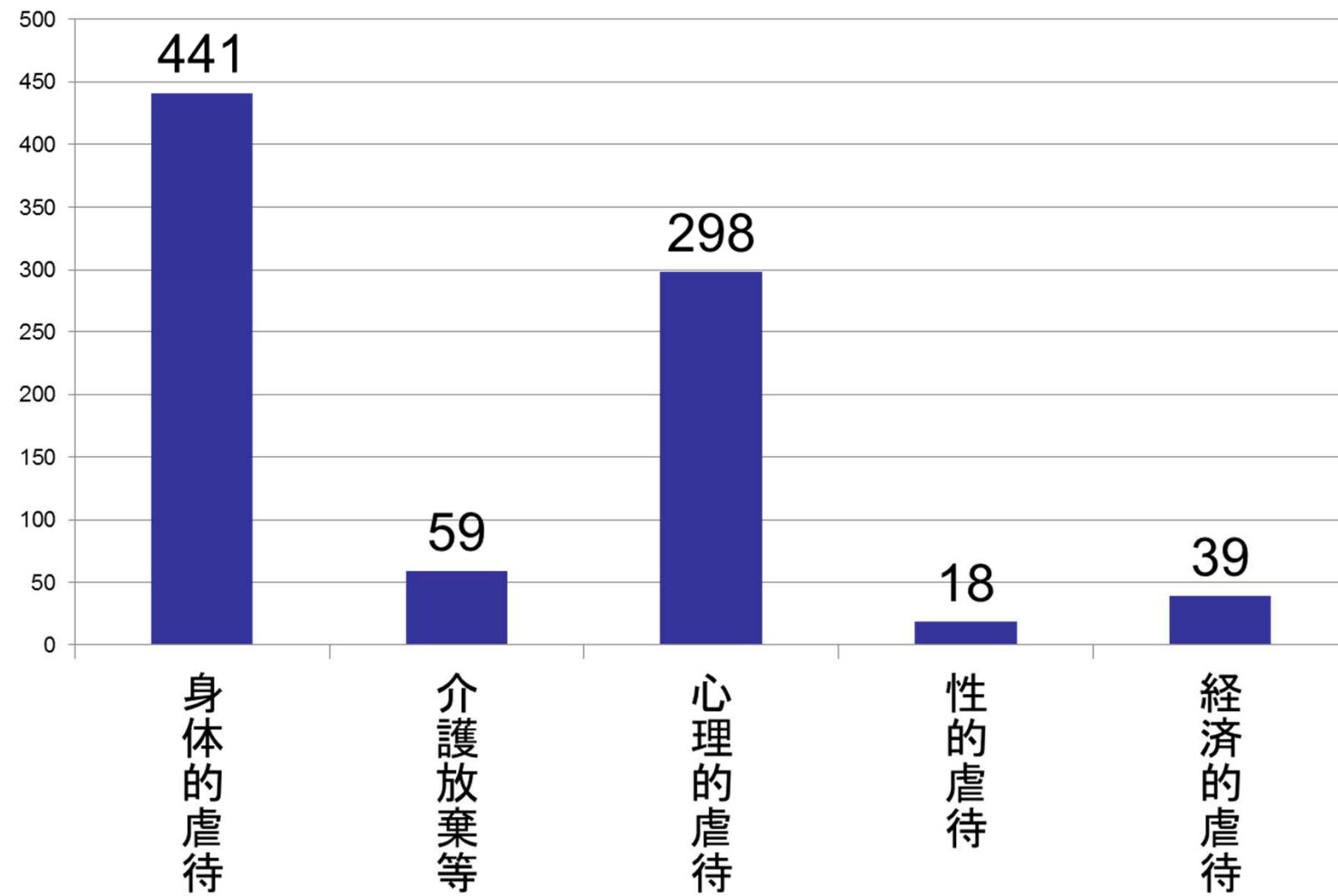
（身体的虐待）、有料老人ホーム（経済的虐待）

虐待の事実が認められた事例の施設・事業所の種別

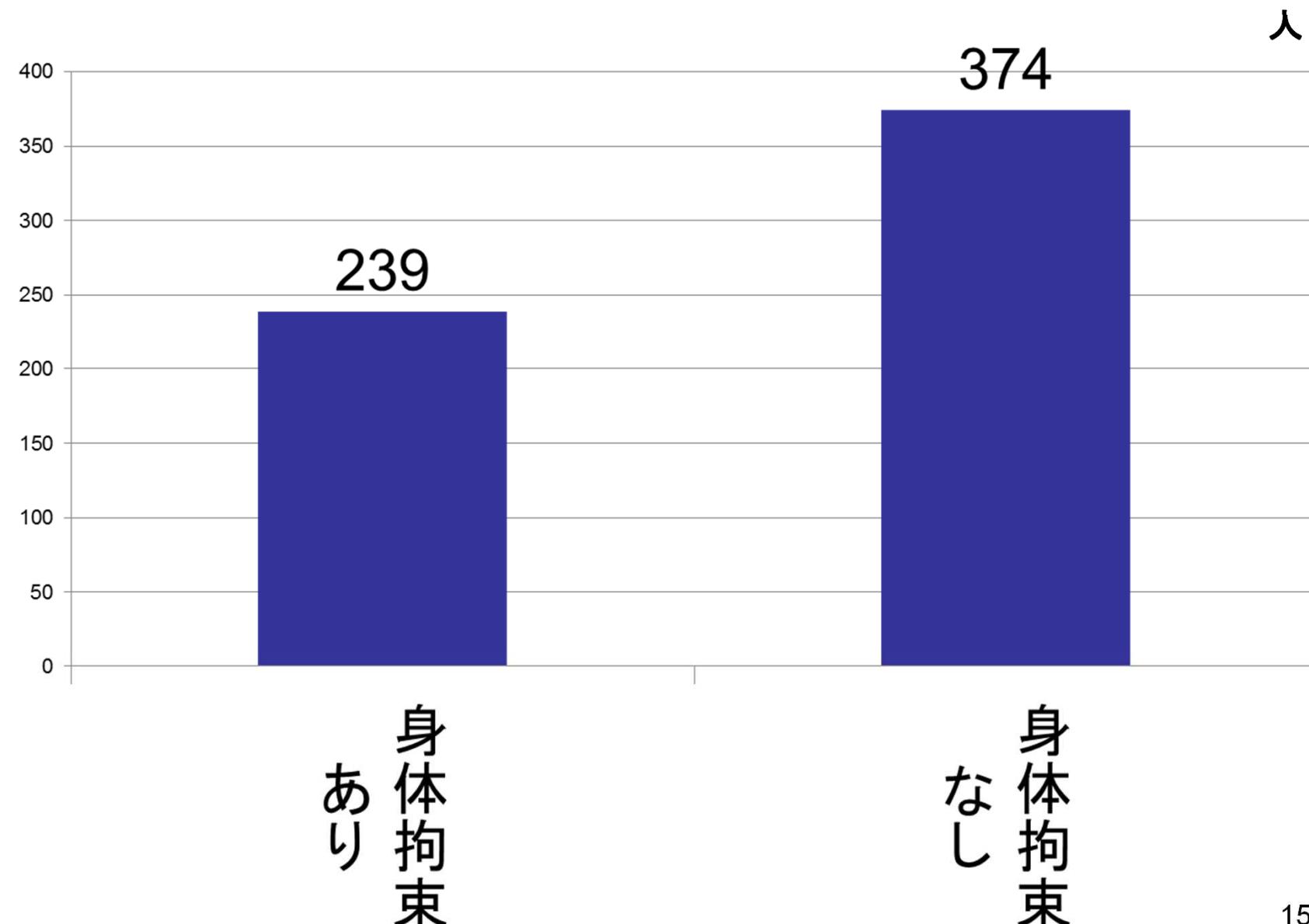


養介護施設従事者等による高齢者虐待の種別

人

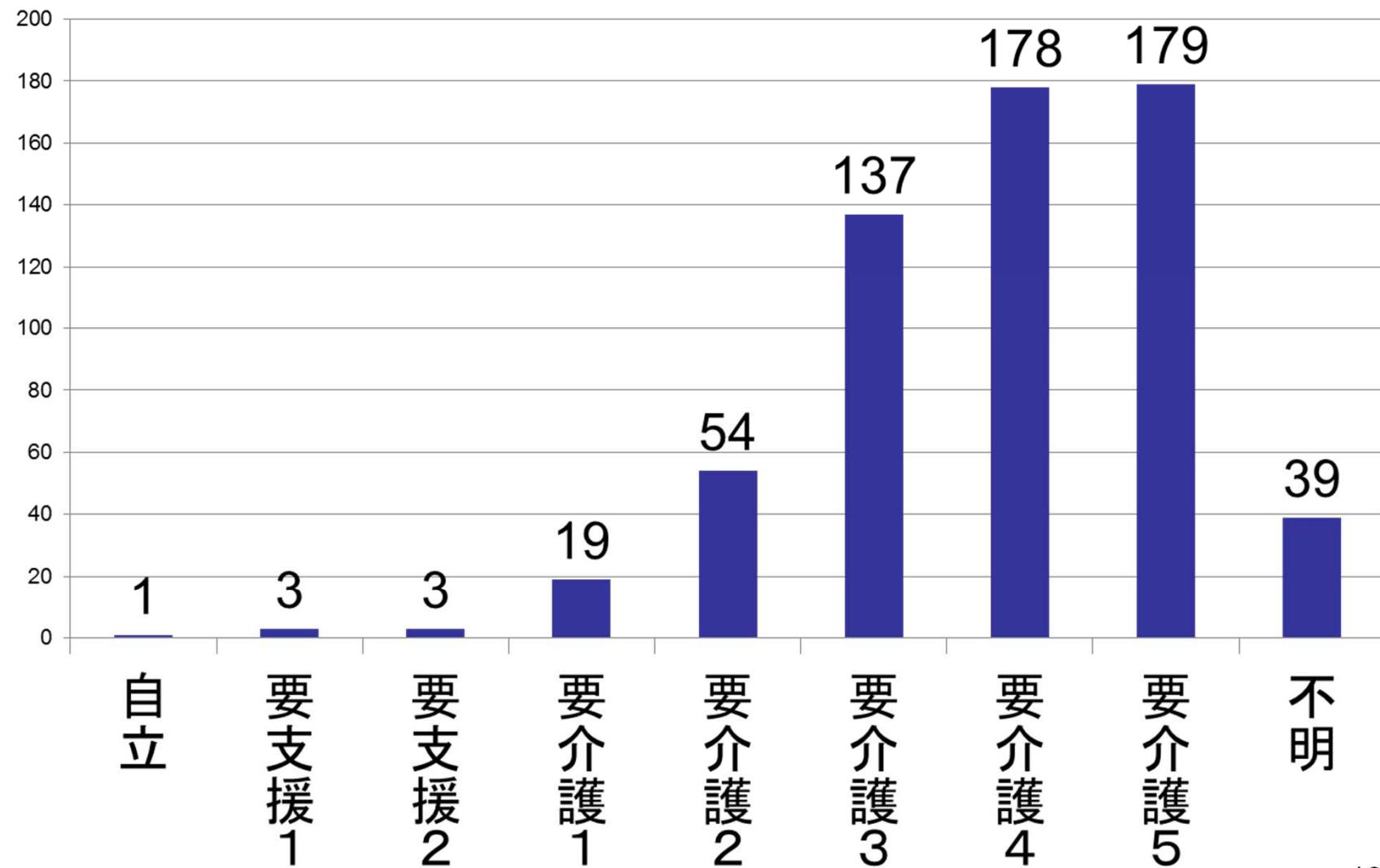


身体的虐待に該当する身体的拘束の有無



養介護施設従事者等による虐待を受けた 高齢者の要介護状態区分

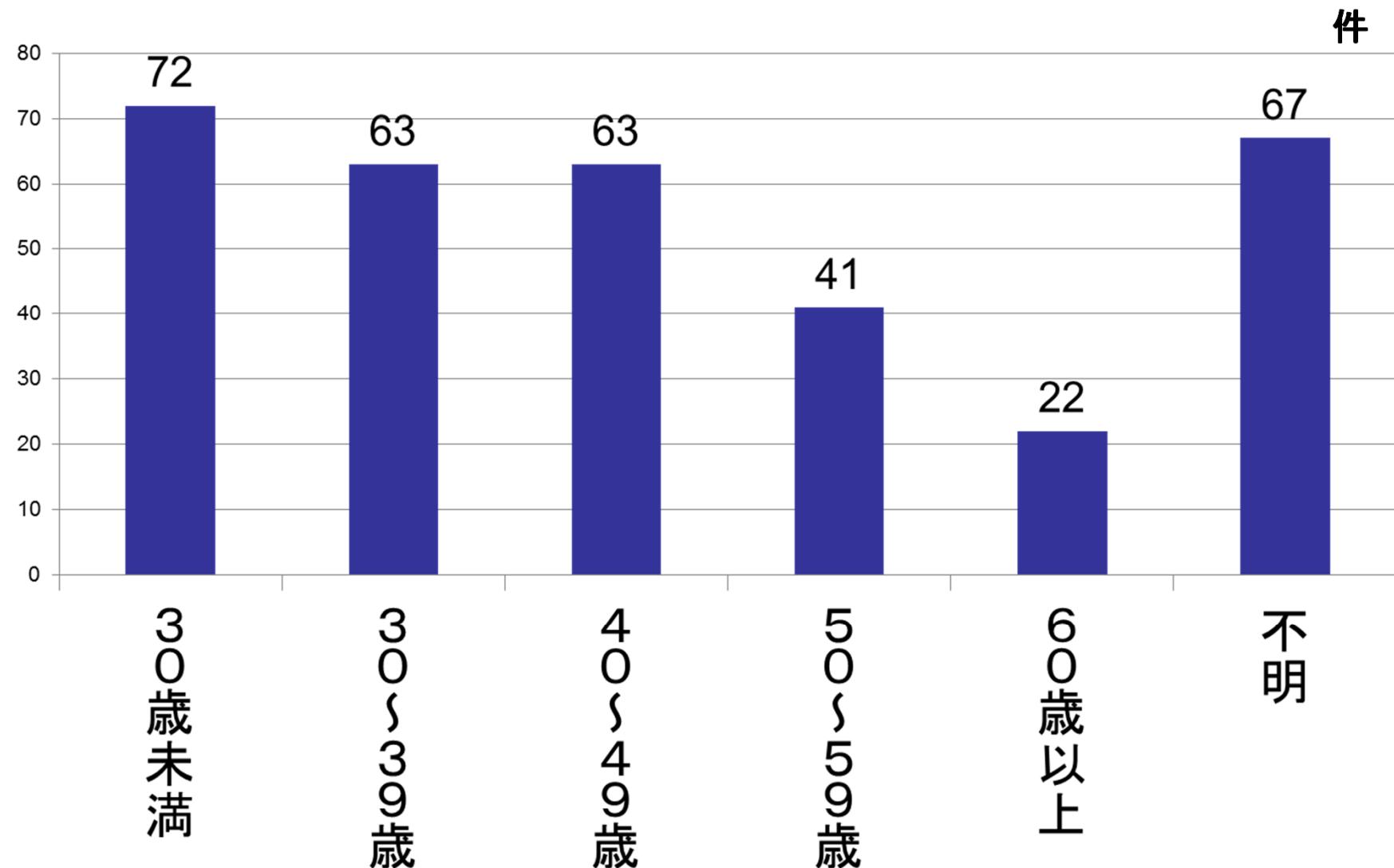
人



16

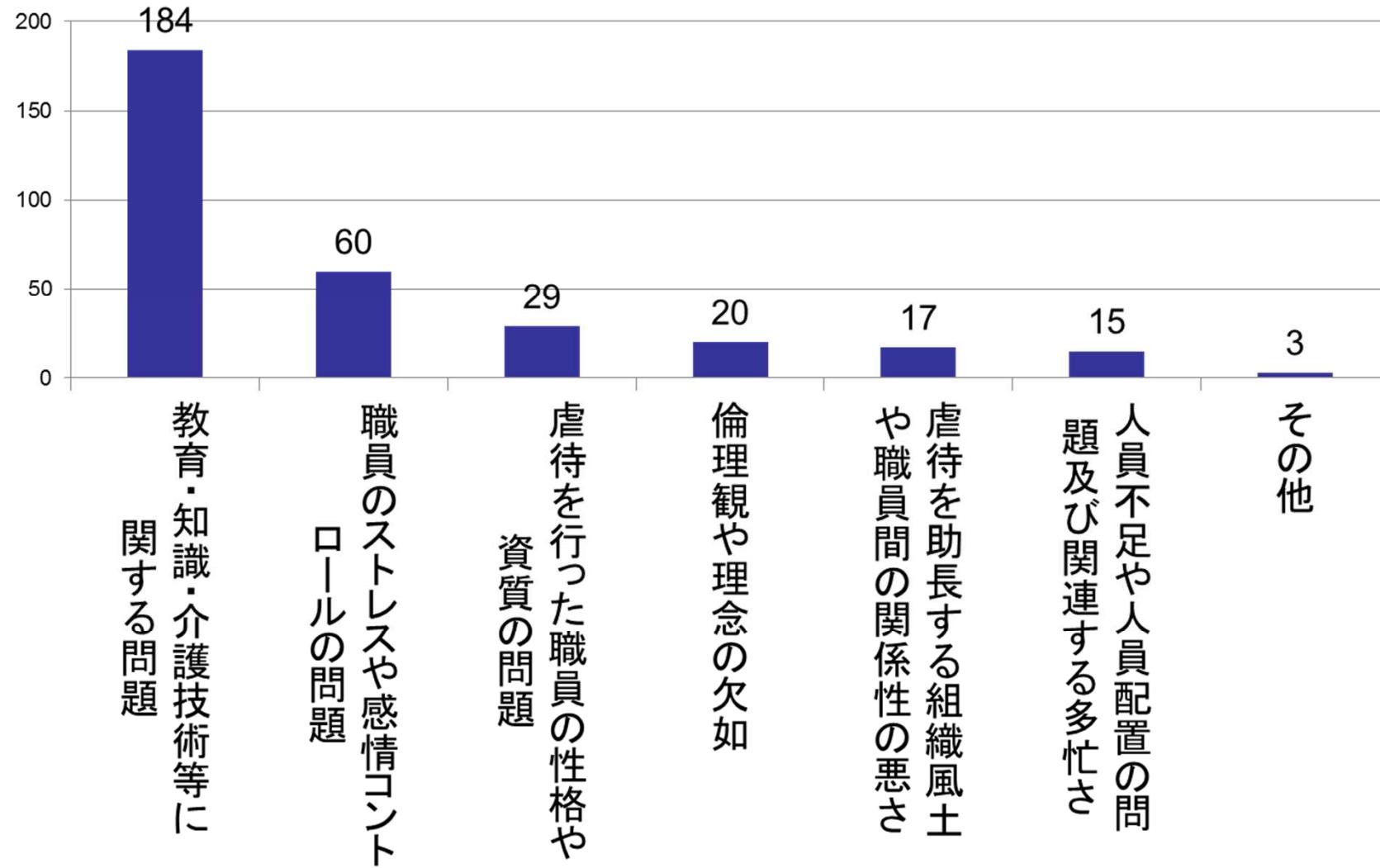
平成26年度厚生労働省調査より

虐待を行った養介護施設従事者の年齢



虐待の発生要因

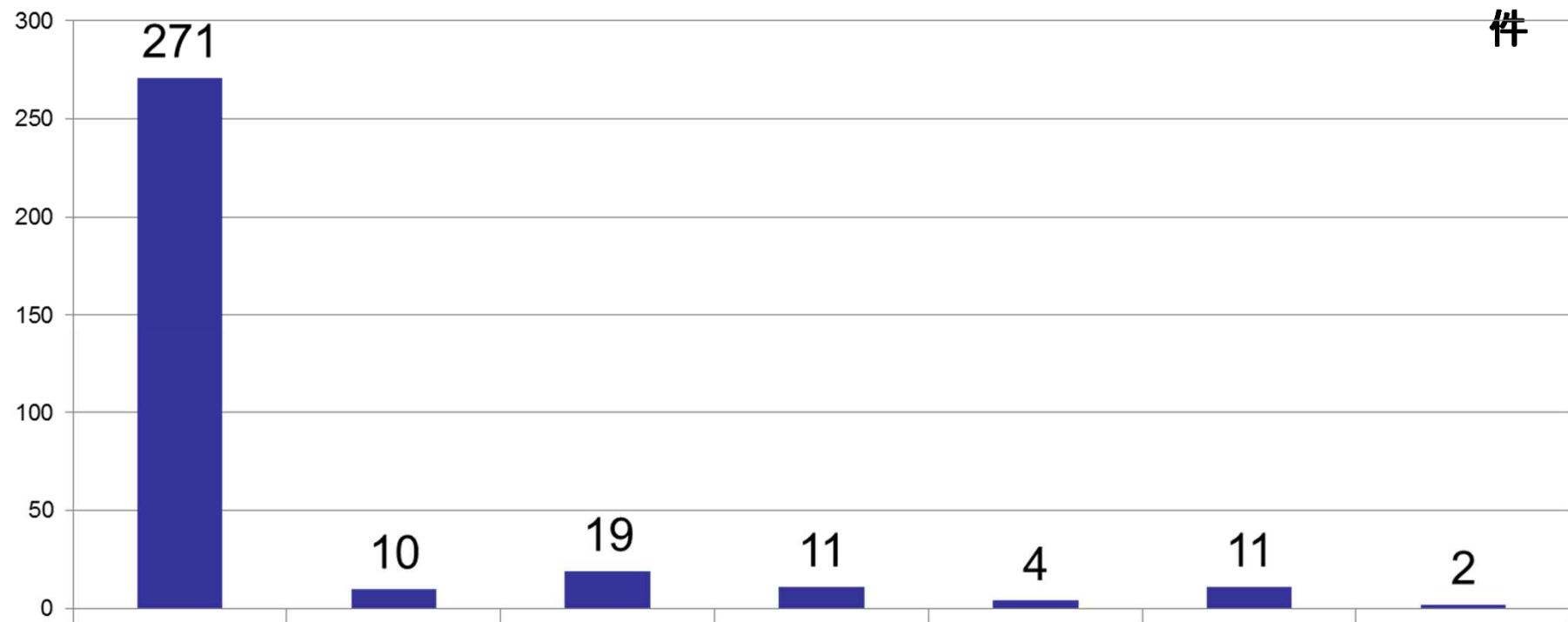
件



18

平成26年度厚生労働省調査より

虐待を行った養介護施設従事者の職種



19

平成26年度厚生労働省調査より

高齢者虐待の早期発見について

- 高齢者虐待を発見しやすい者に早期発見の努力義務
 - 養介護施設、病院、保健所等
 - 養介護施設従事者、医師、保健師、弁護士等
- (法第5条)

通報の義務

発見者	虐待発生の場所	虐待の状況	市町村への通報義務
虐待を発見した者 養介護施設従事者等	家庭など養護者による養護が行われている場	高齢者の生命・身体に重大な危険が生じている場合	通報しなければならない (義務)
	養介護施設、養介護事業	上記以外の状態	通報するよう努めなくてはならない (努力義務)
養介護施設従事者等	自身が従事する養介護施設、養介護事業	虐待の程度にかかわらず	通報しなければならない (義務)

守秘義務との関係

- 通報を行うことは、守秘義務には妨げられない
※「虚偽」（虐待の事実がないのに嘘の通報等を行う）や
過失（一般の人から見て虐待があったと「思った」こと
に合理性がない）を除く
(法第21条第6項)

不利益取扱いの禁止

- 通報したことによる不利益な扱い（解雇、降格、
減給など）は禁止（虚偽・過失は除く）
(法第21条第7項)

身体拘束に対する考え方

介護保険施設等では利用者本人や他の利用者等の生命や身体を保護するために「緊急やむを得ない」場合を除いて、**身体拘束その他の行動制限は原則禁止**（指定基準等による）

身体拘束することで・・・

○身体的弊害

- ・関節の拘縮、筋力低下やじょく創の発生
- ・食欲低下、心肺機能や感染症への抵抗力の低下
- ・拘束により無理な立ち上がりによる転倒事故

○精神的弊害

- ・屈辱等の精神的な苦痛からくる人間としての人権侵害
- ・認知症の進行、せん妄の頻発
- ・家族の精神的苦痛、罪悪感

○社会的弊害

- ・施設に対する社会的偏見

身体拘束禁止の対象となる具体的な行為

- ① 徘徊しないように、車イスやイス、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る
- ② 転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る
- ③ 自分で降りられないように、ベッドを柵で囲む
- ④ 点滴、経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る
- ⑤ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける
- ⑥ 車イスやイスからずり落ちたり、立ち上がったりしないよう、Y字型抑制帯や腰ベルト、車イステーブルをつける
- ⑦ 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようなイスを使用する
- ⑧ 脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣(つなぎ服)を着せる
- ⑨ 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る
- ⑩ 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる
- ⑪ 自分の意思で開けることができない居室等に隔離する

出典：「身体拘束ゼロへの手引」平成13年：厚生労働省「身体拘束ゼロ作戦推進会議」

緊急やむを得ない場合とは・・

○切迫性

利用者本人または他の利用者等の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと

○非代替性

身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと

○一時性

身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること

以上の3つ全てを満たしていなければ、その身体拘束は虐待であり、緊急やむを得ない場合にはあたらない。

高齢者虐待の捉え方と対応が必要な範囲

必
要
?

では、定義にあてはまらない場合は、
対応する必要はないでしょうか？

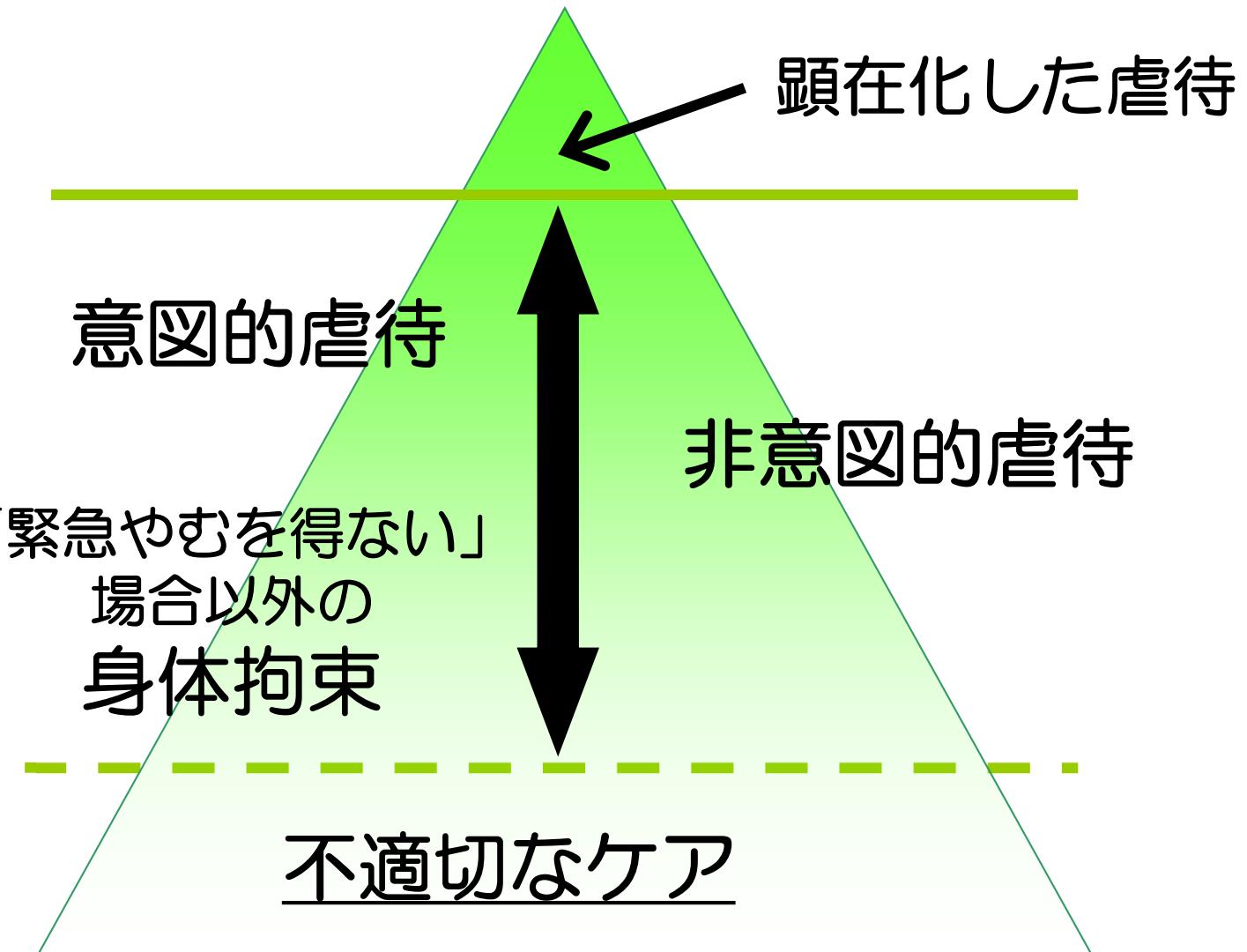
利用者が同じことを繰り返し訴えると、無視したり、「ちょっと待って！」等強い口調で答える。

自力で食事摂取が可能だが、時間がかかる利用者に対して、時間の節約のため職員がすべて介助してしまう。

一斉介護のスケジュールがあるからという理由で、利用者の臥床、離床、起床等を半強制的に行う。

利用者に口頭で何度か入浴を促したが拒否されたので、その後は誘うことなく、1ヶ月ほど入浴していない。

「高齢者虐待」の捉え方<イメージ>



「介護現場のための高齢者虐待防止教育システム」(認知症介護研究・研修仙台センター)より抜粋

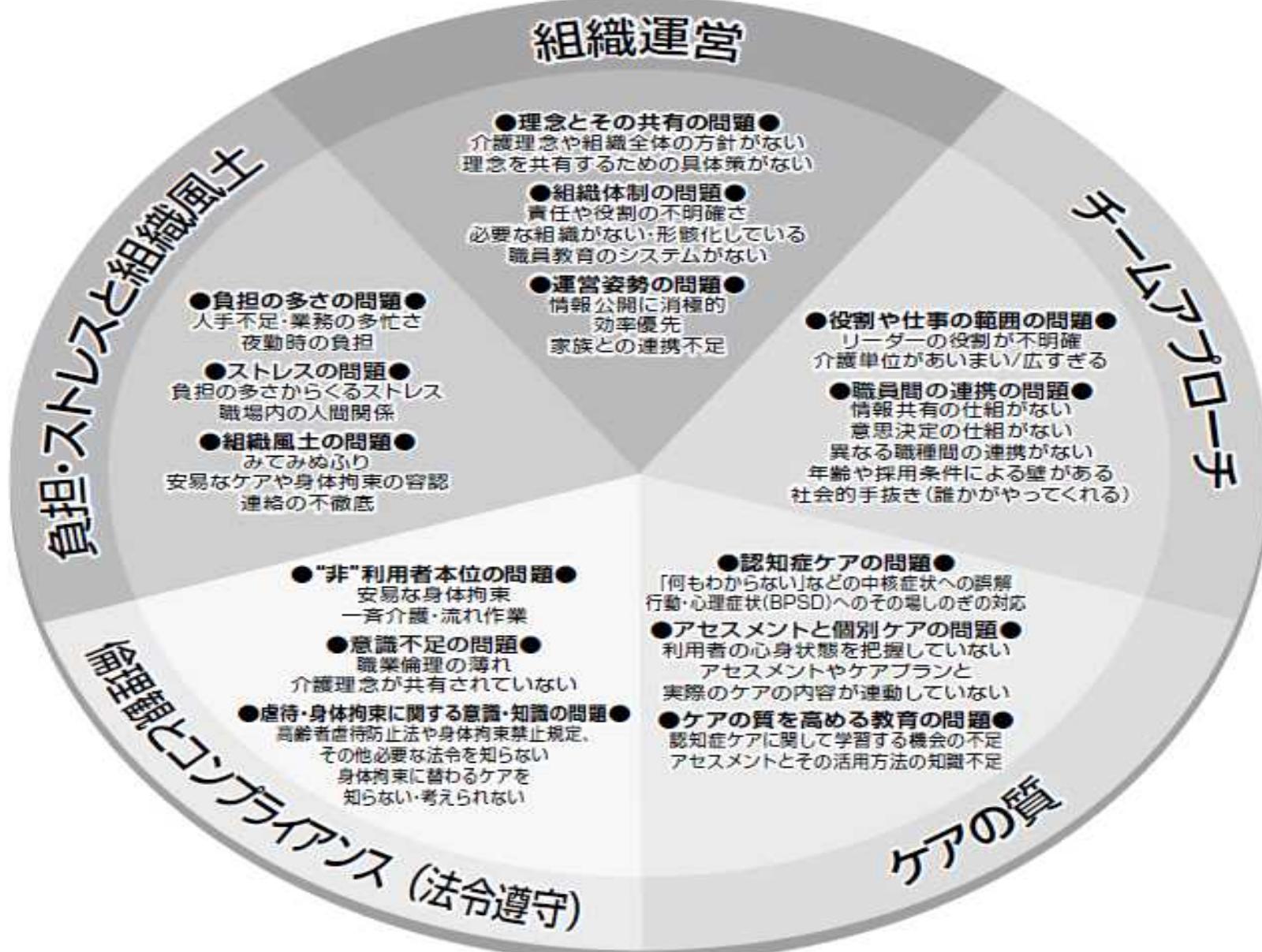
「高齢者虐待」のとらえ方 対応が必要な範囲

- × 法律の定義にあてはまらない場合、対応は必要ない
- ◎ 「高齢者が他者から不適切な扱いにより**権利利益を侵害**される状態や**生命・健康生活が損なわれる**ような状態におかれること」

「虐待している」「虐待されている」という自覚がなくても、虐待の場合がある。
自覚の有無で判断されるわけでは
ない。

法の規定からは虐待にあたるか判断しがたくとも、同様に防止・対応をはかるこ
とが必要

養介護施設従事者等による高齢者虐待の背景要因



まとめ

「不適切なケア」から考える…

高齢者虐待とは、高齢者を実際に介護している介護者などによる、高齢者の「人としての人権」を傷つける重大な**人権侵害行為**です。

養介護施設従事者等による高齢者虐待の問題は、
「不適切なケア」の問題から積み上げて、連続的に考えていく必要があります。「不適切なケア」の段階で発見し、将来の「虐待の芽」を摘むような取り組みが高齢者虐待の防止という法律の趣旨からは求められます。

まとめ

介護保険法第1条（目的）

この法律は、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等について、これらの者**尊厳を保持**し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うため、国民の共同連帯の理念に基づき介護保険制度を設け、その行う保険給付等に関する必要な事項を定め、もって国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的とする。